

総務委員会記録

日時	令和2年9月24日(木) 午前 9時58分～午前11時 8分
場所	第5・第6委員会室
出席委員	◎林 伸司 ○岡田 智佳 桜田慎太郎 佐藤 浩 助川 忠弘 塚本竜太郎 古川 隆史 松本 寛道 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 村越 誠
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(鬼沢徹雄) 総務部長(高橋直資) 防災安全課長(熊井輝夫) 企画部長(飯田晃一) 次長兼経営戦略課長(稲荷田修一) 財政部長(高橋秀明) 次長兼市民税課長(小宮山 勉) 財政課長(岡村秀明) 債権管理課長(谷口隆一) 消防局長(椎名正浩) 副局長兼危機統制監(鈴木雅博) 参事兼企画総務課長(関口孝幸) 参事兼警防課長(伊藤政則) 救急課長(涌井康雄) その他関係職員

午前 9時58分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意願います。その他電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から第5・第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう御協力をお願いします。さらに、各部門におきまして、新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところがございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡明なる質問となるようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第28号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○松本 では、避難所の感染防止対策について伺います。新型コロナの影響もあって、ソーシャルディスタンスが必要となっています。そのため、避難所のパーティション等必要になるわけですが、避難所の定員がこれかなり減ると思いますが、その点はどのようになっていますでしょうか。

○防災安全課長 避難所は全部で109か所ありまして、これまでの収容人数よりも、当然ながらコロナ禍においては約7割から半分ぐらいに減ってしまうという現状がございます。基本的には、大きな地震だとかということであれば109か所の避難所開設するわけですが、昨日のような台風ですとか土砂災害ですと、109か所全て

を開けるということとはございませんので、開いている避難所に誘導をするというような形で考えております。以上です。

○松本 必要とされる定員と現状で確保できるところと、そしてこのコロナのために減る容量というのは幾らでしょうか。

○防災安全課長 先ほど言いましたように、7割程度かというふうに考えております。以上です。

○松本 あと、必要な量と現状確保できているところと、それから減る量、数字をお示してください。

○防災安全課長 すみません、現在数字は持ってございません。以上です。

○松本 計画であると思うんですけども、その中でどのようになっているか把握していないんですか。

○防災安全課長 避難所収容人数の数値については、約4万4,000人という形になっているかと思えますけれども、実際は5万8,000人ほどの準備が整っているという形ですけれども、このコロナ禍でいいますと、当然今ソーシャルディスタンスということになりますので、約2万9,000人の避難所収容人数の確保という形になってございます。以上です。

○松本 やはりどうしても大幅に定員を下げざるを得ない状況なんですけれども、そうしたら実際に災害が発生して避難所に来たときに、定員がいっぱいだと断るのか、それとも元の定員に戻して受け入れるというのは、どのようにするのでしょうか。

○防災安全課長 避難所に来た場合について、断るということは基本的にはできないというふうに考えております。その中で、先ほど言いましたように、別の場所、空いている避難所に誘導するというのを、例えば避難された方で健康な方については、御移動できますかというような問いかけで、そういった形で動いていただく、それとまず推奨しているのが、自宅の2階に避難するだとか、友人ですとか御親戚のおうちに避難していただくというのを推奨しておりますので、そういったことを少しでも市民の皆さんに御理解いただけるように我々が一生懸命広報していくのが仕事だと思っております。以上です。

○渡部 それでは、まず補正予算のうち国の地方創生臨時交付金、これについて伺いたいと思います。今回31億円の歳入で提示されていますけれども、これ第一次と第二次で示されたと思うんですけども、これで国のほうから示された金額、これは確定の金額だということではよろしいでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 まず、第一次の配分に関しましては確定しております。約7億7,800万円。第二次の配分分に関しては、現在予定額という形になっておりますが、一次と同様にこのままの金額で、約23億円で確定されるのではないかと見込んでおります。

○渡部 恐らくこの金額でもコロナ対策としては不十分だなというふうに思います。それで、国のほうは予備費10兆円計上したわけですけども、それがまたこの地方に配分されるという動きなどあるのでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 まず、地方創生臨時交付金の新型コロナ分に関しましては、今一次、二次の配分までできております。二次の配分は、交付決定はしていないんですけども、先ほど申し上げたとおり交付されるのではないかと考えております。最後に来年、まだ日にち的には予定なんですけれども、今年度の冬場という表現になっているんですが、第三次の配分が予定されております。一次分の総額、日本全国の総額が約7,000億円、二次で約2兆円、次の三次で約3,000億円という財政規模で聞いております。以上です。

○渡部 この交付金の使い方なんですけども、使い勝手がいい交付金だというふうに言われています。それで、その自治体がそれぞれいろいろなその特徴とか独自性とか出して、いろいろに活用しているなというふうに思うんですけども、これは柏市としていろんな施策決めるときに、各課にこの投げかけをして、それで使い道、使途を決めているんでしょうか。

○財政課長 今回臨時交付金が、先ほど説明あったとおり一次、二次合わせて地方単独分で約31.5億円ということで示された中での9月補正予算ということでございました。9月補正予算については通例どおり、6月補正が固まった段階で要求を受け付けて、各課から要求を上げてもらったということが一つあります。さらに、この地方創生臨時交付金を活用するために、さらにどんな事業があるかということで各部局からプランを出してもらって、それを協議の上、今回補正予算という形で提出したと、こういう流れになっております。以上です。

○渡部 いろんな他市なんかと比較をすると、やはり医療機関とか医療関係、あとは検査関係で少し柏市の政策が弱いんじゃないかなというふうにちょっと思いました。それで、第三次も予定されているということですので、引き続きしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、歳入のうちの財政調整基金と繰越金について伺いたいんですけども、今回出ているそれぞれの金額というのは、最終的にこの補正予算の収支のバランス、収支を合わせるために財調のほうで1,567万円、繰越金で4,154万円、これはその収支を調整するための金額というふうに捉えてよいんでしょうか。

○財政課長 今年度の補正予算の財源の活用方法としまして、まず御指摘のあった財政調整基金については、新型コロナウイルス対策の事業の財源と、そのいわゆる一般財源部分に相当するものに活用してきております。一方前年度繰越金につきましては、その他の事業、通常分と申しますか、そちらのほうで同様にその一般財源部分に活用している、こういう状況になっております。以上です。

○渡部 分かりました。

次に、防災諸費について伺います。今も松本委員からありましたけども、防災の備蓄品について伺いたいと思います。物によってその充足率というのは恐らく様々ではないかなと思いますけども、全体として柏市のその防災備蓄品の充足率というのは、今どのくらいになっているんでしょうか。

○防災安全課長 今柏市地域防災計画に記載させていただいておりますけれども、

食料につきましては40万食を目標としておりますけれども、現在では26万5,695食ということで、約66%の充足率になっております。そのほか足りないものとしましては毛布、4万枚必要目標ですけれども、現在約3万2,000枚ということで、こちらが80%、一番少ないのが非常用トイレ袋、いわゆる便袋というものですけれども、70万枚目標としておりますけれども、現在35万枚ということで、約半分という形になっております。それ以外については、おおむね目標数値に達しているものと考えております。以上です。

○**渡部** 当然ながら、その目標まで備蓄するんだなと思うんですけども、どのくらいの計画、期間で目標に向けて、備蓄していくんでしょうか。

○**防災安全課長** 基本的には5年間で整備をする予定で計画してございます。例えば便袋なんかですけれども、今年度予算で1万3,600袋を購入する予定ですけども、現在コロナの関係で、コロナの必要物品を先行的に買ってありますんで、今後そういった購入を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○**渡部** コロナの問題では、これまで備蓄されていなかったもので必要とされているものがあると思います。感染症対策で今不足しているものというのは、どういうものなんでしょうか。

○**防災安全課長** コロナ禍の関係で必要物品ということで、今回も既に購入をしておりますけれども、マスク、消毒液、フェースシールド、手袋、パーティション、今回の補正予算でパーティションについては、完璧ではございませんけれども、ある程度の数を購入させていただくということで上程をさせていただいております。マスクについては、大体今30万枚ほど購入しているところではございますんで、まだまだ当然ながら足りないということでもありますんで、今後も引き続きそういったところを踏まえて、購入の計画を立ててまいりたいと考えております。以上です。

○**渡部** 自治体によっては、防災備蓄の中にマスクなんかが入っていた自治体もありました。柏市が備品の中に入っていないということで、以前委員会でもちょっとびっくりしたんですけども、ぜひ引き続きそのコロナの感染症対策での必要なものというのは整備していただきたいなというふうに思います。

次に、常備消防費について伺いたいと思います。この中で、感染防止衣というのが予算も計上されています。平成30年の消防職員委員会の中でもこれは要望がありました。そのときの要望されたものと今回のものというのは同じようなものなのか、それとも違うものなのか。このときの、平成30年のときには使い捨てでないものをたしか要望してあったなと思います。今回の補正では、どういったものが整えられるんでしょうか。

○**救急課長** 今委員言われたように、30年度に出たものに対してのものと、今回の補正で組んだものに関しては、物が違います。今回の補正に組まれたものに関しては、あくまでもコロナ対策ということで、使い捨ての不織布を用いた感染防止衣になります。

○**渡部** 何着くらい今回の補正では購入するんでしょうか。

○救急課長 今回にありましては感染防止衣、上下と分かれています。今回は、上にありましては2万1,000着を予定しております。これは、3か月分、4月から6月のコロナ禍において1,713枚使ったところを、それを年間をトータルした着数掛ける3年分のローリングと考えております。以上でございます。

○渡部 以前その職員の方からは、使い捨ての場合、その医療廃棄物がたくさん出るという、その問題点なんかも指摘されていたかなと思うんですけども、相当その医療廃棄物が出るのではないかなと思いますけども、その処理については何かこう困っていることとか、工夫されていることとかありますか。

○救急課長 基本的に、コロナ疑いも含めてなんですが、病院に搬送した場合に病院で処分をしていただけるというようなところに関しては、そちらのほうで処分のほうをお願いしているところもあります。以上でございます。

○渡部 必ずしも病院で処分できるとは限らないんじゃないかなと思いますので、コロナに関してはいろいろ御苦労があるかなと思います。それで、例えばそのコロナに対応する緊急搬送というのは、これまでどのくらいあったんでしょうか。

○救急課長 新型コロナウイルス感染症、これは2類の指定感染症になりますから、患者の医療機関までの移送というものは保健所が行う業務と基本的にはなっています。その中で、事前に保健所と協議を行っております。消防局が移送が可能な場合においては搬送協力を行っております。その中で、令和2年2月から9月21日現在までの数字です。現在のところは37件の搬送があって、38名を搬送しております。以上でございます。

○渡部 現場の方は、本当にいろいろな御苦労あるのではないかなと思います。現場の職員の方の意見というのを本当に取り入れながら、改善点があれば改善していただきたいなというふうに思います。それで、その現場の職員の方の声というのが、本当にこう補正組むときなんかも生かされることが必要だなと思うんですけども、そこで職員委員会の中で、今まで資料もいつも頂いておりますけども、気になったのが、令和元年の意見の中で、氏名を記入すると自らに不利益を被るのではないかと、意見を出すことを渋ってしまうと、そういうこともありました。つまり匿名で意見を言えるようにしてほしいということを求めているわけですけども、平成30年に消防庁の通知、これはどこの消防局にも行っていると思いますけども、匿名でも意見を可能とするようにしなさいという通知であったと思いますけども、柏市では匿名で意見は言えるような状況にはなっているんでしょうか。

○副局長兼危機統制監 ただいま委員の言われた件ですが、平成30年にパンフレット等が総務省消防庁から配布になりまして、それは各職員のほうへ配布をしております。また、毎年職員会の提出にあっては、匿名での意見も認めるという話も通知をしているところです。以上です。

○渡部 それが周知徹底されていなかったのではないかなと思います。引き続き職員の方が意見を言いやすいようにしていただきたいと思います。この点では、他市の規則を見ますと、運営上の留意事項という項目がきちんと盛り込まれている規則

もあります。職員の方が意見を提出しやすい環境づくりに努めなければならないとか、あと意見を出した消防職員の氏名は公表してはならない、こういう記載のある規則も見られました。柏市にはこれがないんですね。これは運用上できちんとなされていると思いますけども、引き続き意見が反映しやすいような環境づくりに努めていただきたいと思います。

次に、救急自動車の購入についてなんですけども、補正で組まれて、来年の5月に納入だということなんですけども、今後どんなスケジュールになるんでしょうか。

○**参事兼警防課長** 今回補正で救急自動車1台を増台します。今運用している救急車は、全部で12台の救急車を運用しておりますが、1台増えますので、今後13台の救急車で運用するような形になります。今回の補正予算で予算が編成できました以降、今度12月の議会で救急自動車についての議案を上程させていただく予定でございます。その後、本契約になりまして、5月から運用開始というような形を目標に今行っているところでございます。

○**渡部** 本会議の質疑の中で新しく増やすわけで、職員が3人増えるというふうな答弁があったかと思えます。これは、職員3人増ということによろしいんでしょうか。純粹に増えるということ。

○**参事兼企画総務課長** 今回救急車増台ということで、3名増員ということになります。以上です。

○**渡部** そうすると、この間委員会の中でも、消防力の充足率、もっと高めるよという議論が何度かあったかと思えます。当然ながらその充足率は変化をすることによろしいんでしょうか。

○**参事兼企画総務課長** 救急車1台増えます。そこで、職員のほうも充足率上がるんですけども、現在消防、短時間再任用を含めまして、消防職員486名いますので、3人増えるということで、489名ということで、約1%の増加が見込まれるということで、一応充足率は1%増ということになります。以上です。

○**渡部** 柏市消防年報に、いつも消防力のことに関しては整備指針と整備方針と2つを表記しています。今までも、その整備指針と方針には開きがありました。それで、今年のを改めて見ましたら、今年刊行のを見たときに、整備方針のほうは柏市の特性を踏まえて、指針より少ないというのが今までの現状だったんですけども、唯一その救急車については指針が12台で、方針のほうは13台で、方針のほうは今までより1台増えているんですね。それで、不足しているから充足率は今まで100%だったのが、今年消防年報では92.3%になっています。これは、理由は何なんでしょうか。1台増えた理由。

○**参事兼企画総務課長** 今回1台購入する救急車を考えまして、方針として1台、12台現在運用していますけど、旭町の救急隊1台追加ということで、方針としては13台としております。

○**渡部** 先ほど職員について、現有486人で3名増えるという答弁ありました。それ昼間のローテーションだと思います。当然ながら、いろいろな状況を見ながら、夜

間についても必要ならば広げていくという方針だと思うんですけども、この消防職員の人数についてなんですけども、昨年と比較をすると、昨年は現有が499人でした。今年の年報が486人で、職員の人数が減っているんですね。指針のほうも684人なのが555人に減って、方針のほうも520人が512人に職員の数がすごく減っているんですね。これは、どういうことなんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 これに関しましては、短時間再任用の方が今年度は減少しまして、486名となっております。以前、その前々年度は500名を超えていましたけど、短時間再任用の方が減りまして、現有486名ということになっております。来年度も、多少再任用の人数と、あと定数外の人数、採用される方の人数も変わりますと、こちらのほうの数値も変わってくると思います。以上です。

○渡部 消防力の充足を見たときに、やはりこれまでの消防年報を比較します。そうすると、突然その数字が変わったときに、どうしてなのかなとちょっと思ってしまうんですね。それで、以前も整備指針と整備方針の2つが示されたときに、その理由が掲載されるようになりました。今みたいに、消防職員の人数が大幅にその年度によって変更されたときは、やはり注意書きのところか何かで記載がないと、柏市のほうは現有も大幅に減って、今後の方針も以前と比較をして大幅に減らしたのではないかなというふうにちょっと思うので、やはりその表記ですとか、どこかで柏市としてはこうですという表記が必要ではないかなとちょっと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○参事兼企画総務課長 表記に関しましては、今後検討していきたいと思います。以上です。

○渡部 じゃ、最後に整備計画についてですが、本会議のときにも質疑がありました。3年に1度、その改正されていますけども、来年度恐らく整備計画についても改正されて、柏市のほうの消防の車両のことについても掲載されるのかなと思うんですけども、それについては、やはり来年は何かこう大幅に見直しする予定のものとかいうのがあるのでしょうか。

○参事兼警防課長 委員おっしゃっている消防自動車の整備計画のことですけども、基本的には3年に1度の見直しということではあったんですが、平成30年度に策定して、本来来年度整備計画の見直しの時期ではあったんですが、近年のその救急需要の増大というような形の中で、急遽整備計画を今年度見直すことにしました。それは、やはり救急需要のいわゆる増加している部分のところを見直していくんですけども、救急車についても、新たに救急車両がいわゆる自動車メーカーから新しい救急車が発売されたり、いわゆる今まで故障が多かった部分の改善点等がありましたので、そこら辺も踏まえて期間とか、走行距離とか、そういったものを抜本的にちょっと救急自動車については見直そうということで、今年度見直しをかけている途中でございます。したがって、来年度は私も定期的な見直しの時期ではあるんですけども、必要がなければ今年度の見直しというような形にしたいと思っております。

○委員長 渡部委員、なるべく一般会計補正予算に沿って、あまり長期的なことまで聞いていくと際限なくなるので。お願いしたいと思います。

○渡部 もう終わります。消防については、本当に柏市にとっても大事な部署ですので、今回のように救急車が新たに1台増えて、充足率的にも100%になるということで、さらに現場の職員の皆さんが本当に働きやすい環境ですとか、不安なく車両にも乗れるような、そんな整備計画をきちんとつくっていただければと思います。以上です。

○桜田 先ほども質問ありましたが、地方創生臨時交付金についてですけども、こちらぜひ必要なところに予算配分し、余すことなく使っていただきたいと思いますが、ここ最近、柏のというか、駅周辺の老舗の事業所、特に飲食店を中心になんですけども、閉店しているお店が増えております。ぜひ経済支援としましては、いろいろと商店街の街路灯の維持費用の支援ですとか、中小企業支援融資制度、また柏市チャレンジ支援補助金等ございますけども、ぜひこちらを周知していただき、またこちらのせっかくつけた予算をぜひ余すことなく活用していただきたいと思いますが、いろいろと周知の方法で柏市のホームページ、また広報紙等ありますけども、こちら使っていただくように、どのように周知等、対策等取っているのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○次長兼経営戦略課長 まず、柏市のホームページにおいて、今年の7月に庁内につくりました新型コロナウイルス感染症対策の基本方針というのを掲げております。その中では、市全体の考え方として、感染拡大防止対策を中心として、医療、衛生対策、生活支援、あと経済支援、そういったものを行っていきましょうという形になっています。また、新型コロナウイルス感染症対策の、その中には展開イメージとして、フェーズごと、その感染が拡大している時期であったり、活動が再開する時期、経済活動を含めて再開する時期、あと経済回復期という3つのフェーズに分けて、それぞれ先ほど申し上げた感染拡大防止対策、医療衛生対策、生活支援、あと経済支援について、このフェーズではこういったところに力を入れていくというのか、感染症対策としてこういったことを考えていきましょうというのをつくって、ホームページを通じて一般に公開するとともに、庁内でもこのような考え方を周知しております。これに、各関係部署で当てはめた対策を考えて、予算に計上していくというような流れになっています。以上です。

○桜田 今後さらなる経済支援等必要なところが出てくると思いますので、今後引き続き、そういったところにはさらなる支援のほうをよろしくお願いいたします。また、国の政策等でもいろいろと経済支援ございますので、ぜひそちら最大限に活用して、経済対策行っていただきたいと思います。

あと、次の質問なんですけども、財政調整基金なんですけども、今回コロナ対策に関しては幾ら使い、また残りのほうは現状どのくらいになっているのでしょうか。

○財政課長 今回の9月補正の財政調整基金の活用については、具体的な数字で申し上げますと1,567万8,000円を計上しております。コロナ対策につきましては、5

月の臨時会から対応しておりまして、今回までの補正予算のトータルで申し上げますと、財政調整基金の予算計上額は25億5,746万8,000円となっております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。以上です。

○塚本 避難所の感染防止対策についてお伺いをさせていただきます。その前に、今日も台風12号が関東に最接近して、本来だったら、予想だと何か今日も大雨の予想だったみたいですがけれども、何か進路が若干外れているみたいで、去年の台風15号、19号、そして21号に伴う雨でしたっけ、ちょうど1年経過しまして、防災安全課含めた消防もそうですけれども、各担当課の皆様にはまだまだ台風シーズンがちょっと続きますので、ぜひ警戒のほうをお願いしたいと思います。質疑の内容といたしましては、避難所の感染防止対策として、事業費約2億1,693万円で、購入する備品としては3種類になってはいますが、それぞれの各事業費をちょっと教えていただけますでしょうか。

○防災安全課長 対象備品につきましては、パーティションが2,180張りで約5,482万です。それから、パーティションと一体で使用する屋根の部分ですがけれども、これが1,090張りで約1,067万円です。それから、簡易ベッドにつきましては2,180台ということで、2,974万円となっております。数についてですがけれども、先ほど説明しましたように避難所が109か所あるということで、パーティションと簡易ベッドは各避難所に20台ずつ、屋根についてはコロナのソーシャルディスタンスというよりも、体調が悪くなった方とか、個室的になるように、通常のキャンプとかで使用するテントみたいな形で、このパーティションの部分に屋根をつけられるということで、半分の10張りずつを109か所に配備するという予定となっております。以上です。

○塚本 今各地で災害が頻発している中で、こういった備品というのはかなり、買いたくても買えないというのですか、購入が間に合わなかったりとか、そういう過当競争というか、そういうのがあると思うんですけども、実際柏市ではいつ頃は配備される予定なんですか。

○防災安全課長 時期的には、今回の採決を受けましたらすぐ発注するという形で、これだけの数ですんで、搬入のほうは年度末になるかなと思っております。

○塚本 ちょっと備品の文字だけではちょっと分からないんですけども、そのパーティションの大体大きさといいますか、大体何人で入れるかとかって、そういうちょっと具体的なものがあつたら、ちょっと教えていただきたいんですけども。あと、組立ての時間とか、そういう概要が分かれば。

○防災安全課長 パーティションについては、2メートル掛ける2メートルぐらいの大きさになってございます。人数については、2人が入れるということで、先ほど言いました簡易ベッドなんですけれども、こちらについては、1メートル掛ける2メートルぐらいですから、2つが入るといような形で準備してございます。あと、設置のほうですけれども、簡単に設置できるもので、ものの数分で組み立てられる

ものと考えております。

○塚本 この購入に関しては、こういった手続で。入札か何か、それとも随契か何かで購入するのでしょうか。

○防災安全課長 基本的には随契でやっていきたいということで考えております。以上です。

○塚本 分かりました。ありがとうございます。今回、国の地方創生臨時交付金がかかり市に下りてきまして、こういった備品が買えるというのは非常にありがたいことだと思っております。ただ、予算があって備品が入ってきたとしても、それを実際運用する職員の体制もしっかり確保していかないと、実際現場が回らなかったりするようなことがあるかと思うんですけれども、そういった人員体制についてはどうなっているのでしょうか。

○防災安全課長 近隣センターなどにつきましては、近隣センターの職員と、それから地区防災委員の約10人ぐらいが配備されますので、そういったことで対応すると。そのほかの学校などにつきましては、学校の先生ですとか、それから教育委員会から人員を配置いたしまして対応するというふうになってございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。以上です。

○岡田 先ほど塚本委員の質問にも少し関連することなんですけれども、今回避難所の感染防止対策ですとか、消防救急活動現場の感染防止対策として備品の購入ということを予定されているというお話、これ随意契約ということまで今伺いましたんですけれども、例えば市内の事業者さんの中でも、中小企業さんの中でその持っている技術をこうしたコロナ対策に今使って、いろいろ開発しているという業者さんがたくさんあるというふうに伺っています。例えばそういったところに、市内の業者さんに対して、そういう情報収集したりとか、市内の業者さんの動きを情報収集したりとか、そういうことというのは、購入に関してはされたりとかしているのでしょうか。

○防災安全課長 現在いろんな業者さんが来られたりということと、それから寄附も様々なところから、こういったことでいただいているというところがありますので、そういった情報を収集するとともに、今回の購入品については、なかなか市内の業者さんというのは難しいところではあるかと思えますので、そういったところでも防災関係の市内業者さんもいますので、そういったところを通じて、購入できるかどうかというのを検討してまいりたいと思います。

○岡田 ありがとうございます。多分これだけの数をといると、例えば1者市内の業者さんでというのは難しいかもしれませんが、契約上私もちょっとよく分かりませんが、例えば何者さんかに分けて購入することが可能でしたら、市内の中小企業の、本当に今一生懸命開発をしているところに小分けにして発注するとか、そういったことも他部署、例えば経済産業部さんですとかとも連携しながら、ぜひ検討していただきたいというのが希望です。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

議案第28号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第12号、財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）を議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○渡部 今回のその補助金なんですけども、下総飛行場周辺消防施設設置助成事業となっていますけども、これはこれまでもこの事業の対象になって補助金が下りたというときはあったんでしょうか。

○参事兼警防課長 この補助金につきましては、下総基地の周辺の公共施設を整備するときに使える補助事業でございます。消防自動車や救急自動車の購入のときもこの補助金が交付される場合があるんですが、条件がございまして、基地周辺の消防署に配備する車ということなので、具体的には例えば旧沼南のエリア、沼南消防署や高柳分署、それから手賀分署、それから柏のエリアにつきましては逆井分署、光ヶ丘分署の消防署に整備する消防自動車や救急自動車の整備のときに使えるような形になります。限定的であることに加えて、かなり老朽しないとこの補助がやっぱり採択されないというのが現状でございまして、いつも申請はしているところではございますけども、実際に過去にこの補助金が使われているのは、平成23年度に高柳の化学車を購入するときにこの補助金を使っているような状況でございます。以上です。

○渡部 つまり有利な補助制度だなと思ったんですね。ただ、これをあまり目にしたことがなかったもんですから、今みたいに地域的に対象になるところはあるけれども、そのほかにかなり老朽化していなければいけないだとかいろんな条件があつて、申請はするけれども、なかなか採択されないという、そういうことで今回はたまたまといいますか、国のほうからこれが採択されて利用できるようになったという理解でよろしいんでしょうか。

○参事兼警防課長 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

議案第12号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第1号、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○松本 個人市民税の寄附金税額控除の特例措置について伺います。これは、中止になったイベントが、その払戻しを行わなかった場合に税額控除されるものですが、その手続についてお示してください。

○次長兼市民税課長 手続ですが、3段階ありまして、まず主催者がこの寄附対象となるそのイベントの指定を受けた旨を公表します。それに対して、今度はそのチケットを買った方が主催者に対して払戻しを受けませんよという意思を連絡します。そうすると、主催者から2種類の証明書が出ます。指定行事の証明書、この税制に関係しますよということの証明書と、払戻請求権を放棄しましたよという2種類の証明書が届きまして、それをもって翌年の確定申告に使うという、この3つの段階がございます。以上です。

○松本 提出に必要な書類はどのようなものでしょうか。

○次長兼市民税課長 今申し上げました指定行事証明書、それから払戻請求権放棄証明書、その2つをつけて確定申告を行います。以上です。

○松本 税額控除されるものは、国税と合わせて幾らになるのでしょうか。

○次長兼市民税課長 寄附金控除になりますので、自己負担分として2,000円あります。なので、例示しますと、1万円のチケットだった場合には、そこから自己負担分2,000円を引いて、残り8,000円を国税が4割なので、四八、三十二で3,200円、それから地方税分として10%、市が6%、県が4%で、先ほどの8,000円に10%掛けて800円、併せて4,000円の控除となります。以上です。

○松本 この使わなかったことを証明するのに、残っているチケットでは駄目なんではないでしょうか。チケットは大抵回収されたり、半分切られたりするもんなんですけど、それが残っているということで証明にはならないんじゃないでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりチケットを添付すれば利便性は上がると思うんですが、イベントの数だけチケットがございます。また、中にはいわゆる e

チケットというか、電子的なチケットもあって、やはりその寄附金の証明書として使うためには、手続としては手間なんですけど、その主催者に対して連絡を取っていただいて、間違いなくそのイベントに関するチケットで、しかも払戻しを放棄したのだよという2段階というか、2種類の証明をつけていただく必要があると思います。

○松本 控除される額が何十万円とかいう話だったら頑張りますけれども、何千円かのためにこんなに様々な手続してやらなきゃいけないというのは、恐らくその控除される額とその手間との間で大きなギャップがあると思いますが、これはどのように考えますでしょうか。

○次長兼市民税課長 確かにおっしゃるとおり、手間の分とその手続の大変さで非常に手間がかかるという分と、じゃ実際戻ってくる金額とのバランスで考えると思います。ただ、これいわゆる皆さんが、チケット買われた方が応援する、例えばスポーツであればチームであるとか、あるいは文化芸術であればそのアーティストであるとか、その方を少しでも払戻しをしないことで応援したいという気持ちを尊重した制度というふうに考えております。

○松本 その趣旨は本当によいことだと思います。ただ、やはり制度が使いにくいと結局使わなくなってしまうので、せっかくなにかを考えていてもったいないなと思います。予想している人数というのは、見込むのは難しいわけですが、500人程度で24万円ほどあるだろうということなんですけど、実際の見込みというのはどのように考えていますか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおり非常に見込みが難しく、どなたがどんなことに興味があるのかというのは全然把握していませんので、この500という数字なんですけど、いわゆる一般の寄附金、ふるさと納税ではない寄附金、独立行政法人であるとか公益社団法人、例えば赤十字とか、そういったところに寄附している方の人数が柏市で大体年間500名程度いらっしゃるの、その数字、そのぐらいが上限だろうなというふうに考えて見積もってございます。以上です。

○渡部 今の質疑を聞いていても、非常にこれ複雑だなと思いました。個人市民税の寄附金控除のほうですけども、こんなに複雑な幾つもの手続を経ないと、これ申請できないんだなと思いましたけれども、施行期日が令和3年の1月1日ですよ、これ。実際に周知、例えばそのイベントで払戻しをしなかった人が、この特例措置があるということはどういった形で知ることになるんでしょうか、知れるんでしょうか。

○次長兼市民税課長 いわゆる役所側、行政側では、文化庁やスポーツ庁がホームページで、この指定申請中とか指定済みのイベントのリストを公開しております。また、それぞれの主催者が独自にホームページ等で案内をしているということでございます。以上です。

○渡部 恐らく国のほうのリストの公開といたら膨大な数でしょうから、その中から自分が行く予定だった行事、それを見つけ出すのって困難だろうし、常にその

いろんなコンサートだったり、スポーツだったりあると思いますけども、そのホームページを常に見るかといったら、そんなことないだろうなと思っちゃうんですね。だから、この周知って一体どうするんだろうかなというふうにちょっと思いました。それで、3月1日施行ということは、確定申告の時期というのは通常2月の15からでしたか、3月15までですか、だからこの施行期日と確定申告が実際に行われるという時期の間に、こうちょっとずれがあるんですけども、そこでは何かこう問題になることはありませんか。

○次長兼市民税課長 確定申告そのものが前年所得を翌年申告するという形なので、要はこの次の確定申告に今回のこの払戻しの寄附というのが入ってくるというふうに考えております。以上です。

○渡部 1月1日ですから、2月のあれに間に合うのかなと思うんですけども、非常にその使いづらい制度だなど。反対するものではないんですけども、使いづらいなと思うのと、サラリーマンの皆さんの場合はほとんどの方は年末調整やっていて、確定申告をするという方は本当に一部だろうなと思います。そういった意味でも、もっとこう簡素化できないのかなとちょっと思いました。感想です。結構です。

○委員長 ほかに質疑はありますか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関連して、50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

では、報告をお願いいたします。

○債権管理課長 それでは、令和2年9月4日に報告をしました専決処分についての2番、訴えの提起について報告申し上げます。初めに、概要について報告します。本件は、国民健康保険料の滞納者と複数回にわたり納付交渉を行いました。自主納付に応じてもらえなかったため、滞納者が有していた勤務先への給与支払請求権

を差押えしました。しかし、勤務先が差押えに応じず、回収が見込めないことから、支払いを求める訴えを提起したものです。訴えを提起した裁判所は取手簡易裁判所です。被告は、滞納者が勤務している株式会社石橋組です。被告は、履歴事項全部証明書によると、取手市に所在し、主な事業はとび、土木工事業などです。訴えの目的の価格は140万円です。目的の価格が50万円を超え200万円以内であるため、地方自治法第180条第1項により本年7月6日に専決処分を行ったものです。次に、訴訟に至る経緯について報告します。滞納者は、今回の訴えの対象ではありませんが、50歳代前半の男性です。滞納額は本日現在、国保料の延滞金を含めて668万5,500円です。現在は社会保険に加入しているので、新たな賦課はありません。滞納が始まった当初は、所管課において督促や催告、納付相談等を行い、債権回収に努めていましたが、分納不履行になることが多く、また平成28年9月の納付相談を最後に連絡が取れなくなったため、平成29年4月に債権管理課に移管し、同時に納付相談業務を弁護士に委任しました。約1年にわたり弁護士が催告を行いましたが、反応がなかったため、弁護士から給与差押えをすべきとの意見が出され、市で滞納処分を検討した結果、本人からの回収は困難と判断し、平成30年2月に滞納者の勤務先である石橋組に給与差押えを行いました。石橋組は、差押えの初回である平成30年3月分こそ支払いに応じましたが、その後複数回の催告にも関わらず差押えに応じない状況が続いたため、令和元年6月、取立て業務を弁護士に委任しました。弁護士と石橋組との交渉の結果、石橋組が差押えに応じず滞納していた額のうち130万円は支払われましたが、140万円の未払いが生じているため、やむを得ず今回の訴えを提起したものです。以上で報告を終わります。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○渡部 今裁判所の中ではどうか、その7月6日に訴えの提起をしているわけで、具体的に何かやり取りというのは、最近何かあったんでしょうか。

○債権管理課長 実はこの件、9月2日、既に第1回口頭弁論を終えています。その際、石橋組の社長さんが出廷しました。自分に債務があることは承認しました。御本人はその場で分納を申し出たんですけれども、今まで分納、支払いに応じなかったもので、柏市としては分納については、その口頭弁論終わった後、法廷出た後に石橋組と柏市と弁護士で3者で協議するんで、判決は訴状どおり一括払いを求めますという意見を主張しましたところ、1週間後、9月9日に我々市の主張するどおりの判決が出ました。今現在は、柏市と弁護士と石橋組との間で、今後の140万円の支払いについて合意書を取り交わす事務を進めているところです。以上です。

○渡部 そうすると、130万はもう払われたけれど、140万が残っていた。本人の滞納は、延滞金も含めて、先ほど668万ほどあると。その残りの部分については、柏市としては、もう既にそれは放棄したということではないんですか、その残りについては今後どうなるんでしょうか。

○債権管理課長 当事者が2つに分かれます。まず、差押えに応じなかった石橋組については先ほどの140万、残りの500万近くですか、はあくまでも滞納者本人が当

事者ですので、もう既にこの裁判を経たことによって御本人が債権管理課にいらっ
しゃいました。今後の自分の支払い分について、分納していきたいという話も聞いて
いますので、今後その詰めを今行っているところであります。以上です。

○渡部 大変な滞納金額ですから、これを支払っていくのって非常に困難なんだろ
うなと思います。ただ、本人とそういう接触ができて、その話合いで、その本人の
生活を脅かすほどの高額な返済を柏市は求めていないと思いますので、今後ともき
ちんと連絡を取れて、解決に向かうことをやはり願うところです。以上です。

○委員長 ほかにありますか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題とい
たします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常
任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催
することを決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議
願います。委員会の開催及び開催日時について、いかがでしょうか。

〔協議〕

○委員長 では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含めて正副委員
長に一任願いたいというふうに思っております。では、そのように進めさせていた
だきます。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、
議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経
費等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午前 11 時 8 分閉会